

令和 7 年小田原市議会 3 月定例会追加議案

(条例議案及び条例議案説明資料 議案第 4 5 号)

令和 7 年 2 月 2 8 日提出

目 次

○条例議案

議案第 4 5 号 小田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例……………	1
---------------------------------------	---

○条例議案説明資料

議案第 4 5 号 小田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例……………	3
---------------------------------------	---

案 議 例 条

議案第 45 号

小田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例

小田原市国民健康保険条例（昭和 34 年小田原市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条の 2 第 1 項第 2 号中「29 万 5,000 円」を「30 万 5,000 円」に改め、同項第 3 号中「54 万 5,000 円」を「56 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の第 19 条の 2 の規定は、令和 7 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 6 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

令和 7 年 2 月 28 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

（理由）

国民健康保険法施行令が一部改正され、所得の少ない世帯に対する保険料の軽減措置が拡大されることに伴い、本市の保険料についてこれに応じた措置を講ずるため提案するものであります。

条 例 議 案 說 明 資 料

議案第 4 5 号

小田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例

[改正理由]

国民健康保険法施行令が一部改正され、所得の少ない世帯に対する保険料の軽減措置が拡大されることに伴い、本市の保険料についてこれに応じた措置を講ずるため改正する。

[内 容]

保険料の基礎賦課額（被保険者均等割及び世帯別平等割）の軽減対象世帯の基準について、軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗ずる金額を次のように引き上げることとする。（第 1 9 条の 2 関係）

区 分	改 正 後	改 正 前
5 割軽減の対象となる世帯	3 0 万 5 , 0 0 0 円	2 9 万 5 , 0 0 0 円
2 割軽減の対象となる世帯	5 6 万円	5 4 万 5 , 0 0 0 円

[適 用]

令和 7 年度以後の年度分の保険料について適用